

日本沿岸域鯨類調査事業（継続）

1. 趣 旨

- (1) 我が国は、IWC（国際捕鯨委員会）が1982年に採択した商業捕鯨一時停止（モラトリアム）の決定を受け、商業捕鯨は1987年度に中断したが、「鯨類は重要な食料資源であり、科学的根拠に基づき持続的に利用されるべきである」、「食習慣・食文化については相互に尊重する精神が重要である」という基本認識に基づき、IWCにおいて科学データを提供し精力的な交渉を行い、商業捕鯨の再開を目指しているところである。
- (2) 近年、IWCでは、反捕鯨と持続的利用支持の国数が拮抗し、殆どの提案が決定されないといった機能不全に陥っていることから、2007年から正常化の議論が行われているが、ミンククジラを捕獲する我が国沿岸小型捕鯨についても重要案件の一つとなっている。
- (3) IWCの機能不全の長期化は、我が国沿岸小型捕鯨業者に対して、大きな経済的ダメージを与えており、このままの状態では商業捕鯨再開実現までに、我が国小型捕鯨業が崩壊し、沿岸域に生息する鯨類の捕獲が出来なくなる恐れがある。
- (4) このため、我が国沿岸域の早期商業捕鯨再開に向けて、我が国沿岸域におけるミンククジラを対象とした捕獲調査の充実を図ることが喫緊の課題となっている。

2. 事業内容

鯨類の補食が漁業資源に与える影響等を把握するため、我が国沿岸域（石巻及び釧路の2地区）で実施している鯨類捕獲調査に対し必要な経費を助成する。

3. 事業実施主体

民間団体

4. 事業実施期間

平成22年度～平成24年度

5. 平成23年度概算決定額（前年度予算額）

264,971千円（265,000千円）

6. 補助率 定額・1/2

7. 担当課

水産庁遠洋課 03-3502-2443（直）